

# 新座市国土強靱化地域計画 (資料編)

令和6年3月

新座市



## 目 次

---

- 1 脆弱性評価結果と推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 交付金・補助金対象事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

# 1 脆弱性評価結果と推進方針

※関連計画欄には、「新座市地域防災計画」以外の個別の分野に関する計画を記載する。

## 【事前に備えるべき目標1】 被害の発生抑制により人命を保護する

### 1-1) 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

脆弱性評価結果	<b>消防体制の充実(危機管理室、水道施設課)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年の火災や災害の大規模化、複雑化など、消防を取り巻く環境は急速に変化していることから、市民の安心安全な生活を守るため、更なる消防力の強化が必要です。</li> <li>○ 火災発生時における迅速かつ的確な消火活動が実施できるよう、消防水利の計画的な配置と維持管理が必要です。</li> <li>○ 高齢化や市民意識の変化に伴う消防団員の確保や、消防活動の訓練の充実、安全確保への資機材の充足等の課題について、消防団への更なる支援が必要です。</li> </ul>
	<b>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民が自ら身の安全を確保することができるよう、市民の防災に関する知識等地域の防災力の向上を図る必要があります。</li> <li>○ 災害時には自助や共助の取り組みが重要であるため、平時からの自主防災会の活動の充実強化が必要です。</li> <li>○ 自分の命は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要があります。</li> </ul>
	<b>災害に強いまちづくり(都市計画課、建築審査課、みどり公園課、新座駅北口土地区画整理事務所)</b> <p>本市には住宅密集地等が見られ、災害時の救助や避難経路の確保の障害になります。それに伴い、火災による延焼や建物の倒壊による多数の死傷者が想定されるため、災害が発生しても被害が拡大しないような災害に強いまちづくりが必要です。</p>
	<b>空家等の適切な管理(建築審査課)</b> <p>適切に維持管理されていない空家等の増加は、災害時において倒壊や火災等の危険性が増し、周辺の住環境の悪化等の問題が懸念されることから、その解決に向けた取組が必要です。</p>
推進方針	<b>消防体制の充実(危機管理室、水道施設課)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 埼玉県南西部消防本部と連携して、消防団に係る設備や装備品の整備、情報の伝達体制の確保に努めます。</li> <li>○ 消防団員の確保及び資質の向上を図ります。</li> <li>○ 消防水利の充足を図るため、水利が不足している地域に消火栓の設置を推進するとともに、耐震性防火水槽の設置を進めます。</li> <li>○ 火災発生時等における消防水利の適正運用のため、配水管の耐震性の向上及び消火栓の点検に努め、消火用水の確保を図ります。</li> </ul>
	<b>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自助・共助の観点から地震等の災害への備えを充実させるため、自主防災会、町内会等の地域団体や企業等に対する出前講座や防災訓練の支援等を行い、地域防災力の向上を図ります。また、ハザードマップやホームページなどにより市民への防災知識の普及啓発に努めます。</li> <li>○ 地域住民が連携して、自分たちの地域の安全確保や被害を最小限度にとどめるため、自主防災会の防災訓練や資機材購入等の支援を行い、自助・共助による地域防災力の強化に努めます。</li> <li>○ 学校における防災教育は、安全教育の一環として教育活動の全体を通じて実施します。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の学年に即した指導を行います。</li> </ul>
	<b>災害に強いまちづくり(都市計画課、建築審査課、みどり公園課、新座駅北口土地区画整理事務所)</b> <p>災害時の救助・避難経路の確保のためにも、都市基盤整備や地域地区の見直し、地区計画などを活用し、道路等のインフラ整備、延焼遮断機能の高い緑やオープンスペースの確保、幹線道路沿道の不燃化促進など住居系市街地の再整備により、居住の安全性を高める検討を行います。また、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進による防災性の高い住環境づくりに取り組みます。</p>
	<b>空家等の適切な管理(建築審査課)</b> <p>安全で安心なまちづくりを推進するため、市内に点在する空家等が適切に管理されるよう、空家等の状況把握をするとともに、所有者等に対し、条例に基づき指導・助言等を行います。</p>

施策分野	②教育文化 ③都市整備 ⑤安全安心
関連計画	新座市都市計画マスタープラン 新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業計画 新座市建築物耐震改修促進計画

1-2) 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

脆弱性評価結果	<p>住宅・建築物の耐震化等の促進(公共施設マネジメント課、危機管理室、建築審査課、公共施設等建築物所管課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧耐震基準で建てられた建築物やブロック塀などの地震に対する安全性を満たしていない建築物等の倒壊等による被害を防止するため「新座市建築物耐震改修促進計画」に基づき、民間住宅等の耐震化を進める必要があります。</li> <li>○ 建築物内の家具等の転倒等による被害を防止するため、地震に備えた設置方法等を普及させる必要があります。</li> <li>○ 公共施設については、多くが災害時における指定避難所等になることから、倒壊被害等を防ぐとともに、計画的に改修や建て替えを行う必要があります。</li> </ul>
	<p>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</p> <p>再掲(1-1)</p>
	<p>災害に強いまちづくり(都市計画課、建築審査課、みどり公園課、新座駅北口土地区画整理事務所)</p> <p>再掲(1-1)</p>
推進方針	<p>避難行動要支援者に対する支援(危機管理室、障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課)</p> <p>災害時に自力での避難が困難である方の安全を確保するため、支援体制の整備を推進する必要があります。</p>
	<p>住宅・建築物の耐震化等の促進(公共施設マネジメント課、危機管理室、建築審査課、公共施設等建築物所管課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修及びブロック塀等における撤去、築造工事の重要性について啓発を行い、耐震性向上の促進を図ります。</li> <li>○ 地域の防災訓練や出前講座等の機会を捉え、家具の転倒防止対策について、啓発を図ります。</li> <li>○ 公共建築物は、指定避難所や行政サービスの提供の場として重要な役割を担うことから、建築物の耐震不燃化対策、非構造部材の耐震化対策等の安全対策を推進します。</li> </ul>
	<p>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</p> <p>再掲(1-1)</p>
施策分野	<p>災害に強いまちづくり(都市計画課、建築審査課、みどり公園課、新座駅北口土地区画整理事務所)</p> <p>再掲(1-1)</p>
	<p>避難行動要支援者に対する支援(危機管理室、障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難行動要支援者支援制度の登録者を増やすため、対象者に周知を行います。また、登録者情報を円滑に管理するため、情報システムを導入し、適切な運用を図ります。</li> <li>○ 避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者(町内会、自主防災会、民生委員、消防団、警察署、消防署)に提供し、情報の共有を図るとともに、避難行動要支援者の個別避難支援プラン(個別計画)の作成を推進します。</li> </ul>
	<p>①福祉健康 ②教育文化 ③都市整備 ⑤安全安心</p>
関連計画	<p>新座市公共施設等総合管理計画 新座市建築物耐震改修促進計画 新座市高齢者福祉計画 新座市介護保険事業計画 新座市障がい者基本計画 新座市都市計画マスタープラン 新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業計画</p>

1-3) 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

脆弱性評価結果	<p><b>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</b> 再掲(1-1)</p>
	<p><b>防災情報等の迅速かつ正確な周知・伝達(危機管理室)</b> 災害時の混乱した状況下では、市民に対し防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ正確な情報の周知・伝達体制の強化や手段の多様化が必要です。</p>
	<p><b>雨水排水対策の推進(道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所、下水道課)</b> ○ 道路冠水等の内水氾濫を防ぐため、雨水等を適切に処理・排水するための設備について、引き続き整備を進める必要があります。 ○ 下水道施設の整備水準を大きく超える降雨に対して浸水対策を推進するため、雨水浸透施設等の設置などの対策を進める必要があります。</p>
	<p><b>河川の治水対策(道路河川課)</b> 台風等の大雨により河川の水位が増し、堤防の越水や決壊により多数の死傷者が出ないように、河川の整備をする必要があります。</p>
	<p><b>電線の地中化の推進(道路管理課、新座駅北口土地区画整理事務所)</b> 暴風や地震等による電柱の倒壊、それに伴う長期停電等の被害を防ぐため、電線を地中化する必要があります</p>
推進方針	<p><b>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</b> 再掲(1-1)</p>
	<p><b>防災情報等の迅速かつ正確な周知・伝達(危機管理室)</b> 災害が発生又は切迫した際、市民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ正確な情報を伝達するため、防災行政無線や SNS 等の様々な情報伝達手段の整備に努めます。</p>
	<p><b>雨水排水対策の推進(道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所、下水道課)</b> ○ 新座市雨水管理総合計画に基づき、総合的な雨水対策の実施を進めます。 荒川右岸流域関連新座公共下水道事業に沿った雨水管網整備を進め、溢水地域の解消を図ります。 ○ 河川への雨水の流出を抑制するため、透水性舗装や透水ますの設置など、雨水浸透施設の設置を進めます。 ○ 民間の開発事業者に対して雨水流出抑制に対する指導を行い、雨水の敷地内処理や透水性舗装の実施を促進します。</p>
	<p><b>河川の治水対策(道路河川課)</b> 河川の流量を確保し、降雨時における浸水・溢水被害を防止するため、河川の水底を掘る浚渫などの治水対策に係る河川改修について埼玉県に要望します。</p>
	<p><b>電線の地中化の推進(道路管理課、新座駅北口土地区画整理事務所)</b> 電柱の倒壊とそれに伴う長期停電等の被害をを防ぐため、電線の地中化を推進します。</p>
施策分野	<p>②教育文化 ③都市整備 ⑤安全安心</p>
関連計画	<p>新座市雨水管理総合計画 新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業計画</p>

**1-4) 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態**

脆弱性評価結果	<p><b>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</b></p> <p>再掲(1-1)</p>
	<p><b>防災情報等の迅速かつ正確な周知・伝達(危機管理室)</b></p> <p>再掲(1-3)</p>
	<p><b>土砂災害対策の推進(危機管理室、都市計画課、みどりと公園課)</b></p> <p>○ 本市には土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が16か所、急傾斜地崩壊危険区域が1か所指定されており、大雨等により地盤が緩み、土砂災害が発生した場合、多数の死者・負傷者が発生するおそれがあるため、土砂災害対策を進める必要があります。</p> <p>○ 周辺住民への啓発や、避難情報等の情報伝達方法の整備、土砂災害防止施設の整備を進める必要があります。</p> <p>○ 本市に存在する一定の要件を満たす大規模盛土造成地について、大地震時等における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、安全性に関する調査(変動予測調査)を進める必要があります。</p>
推進方針	<p><b>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</b></p> <p>再掲(1-1)</p>
	<p><b>防災情報等の迅速かつ正確な周知・伝達(危機管理室)</b></p> <p>再掲(1-3)</p>
	<p><b>土砂災害対策の推進(危機管理室、都市計画課、みどりと公園課)</b></p> <p>○ 土砂災害について、地域の防災訓練等で啓発するとともに、避難情報等の情報伝達のため、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の住民の連絡先等の把握に努めます。</p> <p>○ 土地の所有者に対し擁壁の設置等の必要な土砂災害防止設備の整備について指導を行います。</p> <p>○ 本市が所有する土砂災害警戒区域(妙音沢)について、埼玉県と連携し、情報の共有や必要な土砂災害防止対策の実施について検討します。</p> <p>○ 災害時における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地について調査を実施し、官民が連携しながら適切な対応を図ります。</p>
施策分野	<p>②教育文化</p> <p>③都市整備</p> <p>⑤安全安心</p>
関連計画	

**1-5) 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態**

脆弱性評価結果	<p><b>道路施設の耐震化等による安全性の向上(道路河川課)</b>                  災害時に緊急車両等の通行が確保できるよう、道路施設の被害軽減のため、道路施設の耐震化等の対策をする必要があります。</p> <p><b>鉄道施設の耐震化等による安全性の向上(交通政策課)</b>                  列車の運行中に災害が発生した場合、列車の転覆等の被害が発生することが懸念されるため、鉄道事業者に対し、鉄道施設の耐震化等の対策を促していく必要があります。</p>
推進方針	<p><b>道路施設の耐震化等による安全性の向上(道路河川課)</b>                  災害に強い道路網の確保を図るため、道路の定期的なパトロールを実施し、舗装等の傷みの早期発見・早期補修により、舗装の長寿命化などを図るとともに、橋梁の定期点検を実施し、計画的な維持管理と改修を進めます。</p> <p><b>鉄道施設の耐震化等による安全性の向上(交通政策課)</b>                  災害に伴う被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、土留等の路線構造物の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強、取替え等の事業を行うよう、鉄道事業者に要望します。</p>
施策分野	<p>③都市整備</p>
関連計画	<p>新座市道舗装修繕計画                  新座市橋梁長寿命化修繕計画</p>

1-6) 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

脆弱性評価結果	<p>避難行動要支援者に対する支援(危機管理室、障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課) 再掲(1-2)</p> <p><b>職員の防災教育の充実(危機管理室)</b> 閉庁時の発災、交通網の途絶、通信の輻輳、職員自身の被災という悪条件の中では、初動対応に支障が生じる可能性があります。また、職員一人一人における役割や非常時優先業務の認識が不足している場合、中長期的な災害対応に支障が生じるおそれがあるため、市職員に対する研修や訓練の充実を図り、防災体制等の強化をする必要があります。</p>
推進方針	<p>避難行動要支援者に対する支援(危機管理室、障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課) 再掲(1-2)</p> <p><b>職員の防災教育の充実(危機管理室)</b> 市職員の訓練として、災害時活動マニュアル、避難所運営マニュアル、緊急時初動マニュアル及び業務継続計画等に沿った訓練を実施し、災害時の職員の対応行動の確認及び習熟を図り、災害対策本部や避難所の円滑な運営を目指します。</p>
施策分野	<p>①福祉健康 ⑤安全安心</p>
関連計画	<p>新座市高齢者福祉計画 新座市介護保険事業計画 新座市障がい者基本計画</p>

**【事前に備えるべき目標2】 救助・救急・医療活動により人命を保護する**

**2-1) 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態**

脆弱性評価結果	消防体制の充実(危機管理室、水道施設課) 再掲(1-1)
	地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課) 再掲(1-1)
	受援体制の確立(危機管理室) 災害時における他自治体等からの応援の早期の受け入れができるよう、他自治体や民間企業等との協定の締結や事前の受援手続きの整備などの受援体制を構築しておく必要があります。
推進方針	消防体制の充実(危機管理室、水道施設課) 再掲(1-1)
	地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課) 再掲(1-1)
	受援体制の確立(危機管理室) ○ 発災時に他自治体や民間企業等から応援が得られるよう災害時応援協定を締結し、平時から応援内容の確認や連携の強化に努めます。 ○ 他自治体等からの応援が早期に受け入れられる、受援体制の整備を行います。
施策分野	②教育文化 ③都市整備 ⑤安全安心
関連計画	新座市受援計画

2-2) 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

脆弱性評価結果	<p><b>医療救護体制の確保(危機管理室、保健センター)</b></p> <p>災害時、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施できるよう、平時から県及び医療機関等の関係機関と連携を強化する必要があります。</p> <p><b>医薬品等の確保(危機管理室、保健センター)</b></p> <p>災害時において医薬品等の不足が生じることがないように、医療班や医療機関で使用する医薬品等の確保について、医師会、薬剤師会等と連携していく必要があります。</p>
推進方針	<p><b>医療救護体制の確保(危機管理室、保健センター)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、県や医師会、医療機関との連携体制の強化に取り組みます。</li> <li>○ 災害時の医療救護活動に関し締結している協定により救護活動に係る医療従事者の派遣等について運用を強化するなど、引き続き医療救護活動の体制の整備を図ります。</li> </ul> <p><b>医薬品等の確保(危機管理室、保健センター)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に医療班や医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、医師会等関係機関と協議の上、整備を図ります。</li> <li>○ 災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、朝霞地区薬剤師会等と協議し、また、医薬品卸売業者等との協定を締結するなどして調達体制の整備を図ります。</li> </ul>
施策分野	<p>①福祉健康 ⑤安全安心</p>
関連計画	

2-3) ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

脆弱性評価結果	<b>備蓄品の充実(危機管理室)</b> ○ 災害時のライフラインの停止等に備え、食糧や毛布、トイレ用品等の備蓄品を更に充実する必要があります。 ○ 衛生状態の悪化に備え、消毒液やマスク等の感染症対策用品を備蓄をする必要があります。
	<b>上水道施設の安全対策(水道施設課)</b> 災害時の断水被害等により飲料水の不足やトイレの衛生状態の悪化を軽減させるため、水道施設の耐震化を推進する必要があります。
	<b>下水道施設の安全対策(下水道課)</b> 災害時において下水道施設が適切に機能しない場合、トイレの衛生状態の悪化が想定されることから、下水道施設の耐震化を進めるとともに、老朽化した管渠、マンホールポンプ等について、適切に管理・更新していくことが必要です。
	<b>電線の地中化の推進(道路管理課、新座駅北口土地区画整理事務所)</b> 再掲(1-3)
	<b>避難所における感染症対策(危機管理室、保健センター)</b> 避難所内での感染症のまん延を防ぐため、受付時の健康チェック、体調不良者の避難スペース確保、発熱者への対応等の感染症対策を踏まえて避難所を運営する必要があります。
推進方針	<b>備蓄品の充実(危機管理室)</b> 災害に備え、避難所における食糧や毛布、トイレ用品、感染症対策用品等の備蓄品の更なる充実に努めます。
	<b>上水道施設の安全対策(水道施設課)</b> 新座市上水道施設整備事業計画に基づき、水道施設の計画的な耐震化を進めます。
	<b>下水道施設の安全対策(下水道課)</b> ○ 災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水を排除し、下水道機能の確保を図るため、施設の整備増強及び維持管理に努めます。 ○ 下水管渠、マンホールポンプ等の各施設について、平常時から老朽箇所や、被害を受けやすい箇所を把握し、災害発生時には直ちに緊急調査が行えるよう、調査体制の整備に努めます。 ○ 地震動により破損しやすい管渠の連結箇所や、重要な管渠の耐震化を図るため、計画的に調査し補強、整備を行います。 ○ 老朽化した施設の調査・点検を行い、計画的な改築更新及び維持修繕を行います。
	<b>電線の地中化の推進(道路管理課、新座駅北口土地区画整理事務所)</b> 再掲(1-3)
	<b>避難所における感染症対策(危機管理室、保健センター)</b> 受付時の健康チェック、体調不良者の避難スペース確保、発熱者への対応等の感染症対策を踏まえたマニュアルを作成し、避難所内での感染症のまん延防止に努めます。
施策分野	①福祉健康 ③都市整備 ⑤安全安心
関連計画	新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業計画 新座市上水道施設整備事業計画 新座市污水管路ストックマネジメント計画

2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価結果	<p>備蓄品の充実(危機管理室)</p> <p>再掲(2-3)</p>
	<p>避難所における感染症対策(危機管理室、保健センター)</p> <p>再掲(2-3)</p>
	<p>予防接種の推進(保健センター)</p> <p>災害発生時における、感染症の発生及びまん延等を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する必要があります。</p>
推進方針	<p>備蓄品の充実(危機管理室)</p> <p>再掲(2-3)</p>
	<p>避難所における感染症対策(危機管理室、保健センター)</p> <p>再掲(2-3)</p>
	<p>予防接種の推進(保健センター)</p> <p>災害発生時における、外傷等に伴う感染症の発生及びまん延等を防止するため、平時から予防接種を推進します。</p>
施策分野	<p>①福祉健康</p> <p>⑤安全安心</p>
関連計画	

2-5) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価結果	備蓄品の充実(危機管理室) 再掲(2-3)
	避難所における感染症対策(危機管理室、保健センター) 再掲(2-3)
	予防接種の推進(保健センター) 再掲(2-4)
推進方針	備蓄品の充実(危機管理室) 再掲(2-3)
	避難所における感染症対策(危機管理室、保健センター) 再掲(2-3)
	予防接種の推進(保健センター) 再掲(2-4)
施策分野	①福祉健康 ⑤安全安心
関連計画	

**【事前に備えるべき目標3】 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する**

**3-1) 沿線建物の倒壊や信号機停止等により道路・線路が閉塞する事態**

脆弱性評価結果	住宅・建築物の耐震化等の促進(公共施設マネジメント課、危機管理室、建築審査課、公共施設等建築物所管課) 再掲(1-2)
	道路施設の耐震化等による安全性の向上(道路河川課) 再掲(1-5)
	鉄道施設の耐震化等による安全性の向上(交通政策課) 再掲(1-5)
	電線の地中化の推進(道路管理課、新座駅北口土地区画整理事務所) 再掲(1-3)
	交通施設の保全・更新(交通政策課、道路管理課) 信号機等の全面的な停止による交通渋滞、交通事故等を防ぐため、平時から交通危険箇所の解消に向け、交通安全施設(道路反射鏡、道路照明灯、啓発看板等)の適切な維持管理等を行うことが必要です。
推進方針	住宅・建築物の耐震化等の促進(公共施設マネジメント課、危機管理室、建築審査課、公共施設等建築物所管課) 再掲(1-2)
	道路施設の耐震化等による安全性の向上(道路河川課) 再掲(1-5)
	鉄道施設の耐震化等による安全性の向上(交通政策課) 再掲(1-5)
	電線の地中化の推進(道路管理課、新座駅北口土地区画整理事務所) 再掲(1-3)
	交通施設の保全・更新(交通政策課、道路管理課) 信号機等の全面的な停止による交通渋滞、交通事故等を防止するため、道路反射鏡、道路照明灯、啓発看板等の交通安全施設の適切な維持管理に努めるとともに、警察と連携して災害時における交通誘導體制の確保に努めます。
施策分野	③都市整備 ⑤安全安心
関連計画	新座市公共施設等総合管理計画 新座市建築物耐震改修促進計画 新座市道舗装修繕計画 新座市橋梁長寿命化修繕計画 新座市交通安全計画 新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業計画

3-2) 旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態

脆弱性評価結果	<p>道路施設の耐震化等による安全性の向上(道路河川課)</p> <p>再掲(1-5)</p>
	<p>交通施設の保全・更新(交通政策課、道路管理課)</p> <p>再掲(3-1)</p>
	<p>道路の除雪対策(危機管理室、道路管理課、道路河川課)</p> <p>大雪が降った際、旅客や物資の輸送に影響が出ないように、除雪対策が必要です。</p>
	<p>帰宅困難者対策の強化(危機管理室)</p> <p>災害時に、交通機関の停止等により、通勤・通学者や観光客の一部が帰宅困難になることが予想されるため、一時的な滞在施設の確保など帰宅困難者対策の強化が必要です。</p>
	<p>備蓄品の充実(危機管理室)</p> <p>再掲(2-3)</p>
推進方針	<p>道路施設の耐震化等による安全性の向上(道路河川課)</p> <p>再掲(1-5)</p>
	<p>交通施設の保全・更新(交通政策課、道路管理課)</p> <p>再掲(3-1)</p>
	<p>道路の除雪対策(危機管理室、道路管理課、道路河川課)</p> <p>大雪に伴う渋滞等の交通への影響を軽減するため、市内土木業者からなる防災協力会と連携を強化し、幹線道路等の除雪作業を効率的に実施します。</p>
	<p>帰宅困難者対策の強化(危機管理室)</p> <p>災害時に迅速に帰宅困難者への対応を実施できるように、帰宅困難者を一時的に滞在させるために、協定締結等によって施設を確保するとともに事前に運用方法を共有するなど、帰宅困難者対策の強化を図ります。</p>
	<p>備蓄品の充実(危機管理室)</p> <p>再掲(2-3)</p>
施策分野	<p>③都市整備</p> <p>⑤安全安心</p>
関連計画	<p>新座市道舗装修繕計画</p> <p>新座市橋梁長寿命化修繕計画</p> <p>新座市交通安全計画</p>

3-3) 情報通信が輻輳・途絶する事態

脆弱性評価結果	<p>防災情報等の迅速かつ正確な周知・伝達(危機管理室)</p> <p>再掲(1-3)</p> <p>住宅・建築物の耐震化等の促進(公共施設マネジメント課、危機管理室、建築審査課、公共施設等建築物所管課)</p> <p>再掲(1-2)</p>
推進方針	<p>防災情報等の迅速かつ正確な周知・伝達(危機管理室)</p> <p>再掲(1-3)</p> <p>住宅・建築物の耐震化等の促進(公共施設マネジメント課、危機管理室、建築審査課、公共施設等建築物所管課)</p> <p>再掲(1-2)</p>
施策分野	<p>③都市整備</p> <p>⑤安全安心</p>
関連計画	<p>新座市公共施設等総合管理計画</p> <p>新座市建築物耐震改修促進計画</p>

3-4) 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

脆弱性評価結果	防災情報等の迅速かつ正確な周知・伝達(危機管理室) 再掲(1-3)
	地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課) 再掲(1-1)
	住宅・建築物の耐震化等の促進(公共施設マネジメント課、危機管理室、建築審査課、公共施設等建築物所管課) 再掲(1-2)
推進方針	防災情報等の迅速かつ正確な周知・伝達(危機管理室) 再掲(1-3)
	地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課) 再掲(1-1)
	住宅・建築物の耐震化等の促進(公共施設マネジメント課、危機管理室、建築審査課、公共施設等建築物所管課) 再掲(1-2)
施策分野	②教育文化 ③都市整備 ⑤安全安心
関連計画	新座市公共施設等総合管理計画 新座市建築物耐震改修促進計画

**【事前に備えるべき目標4】 必要不可欠な行政機能を確保する**

**4-1) 被災等により治安が悪化する事態**

脆弱性評価結果	<p><b>防犯意識の高揚・防犯体制の整備(危機管理室、地域活動推進課、道路管理課)</b>                  災害時には、空巢や窃盗などの街頭犯罪が増加し、市民の生命、財産が侵害されるおそれがあるため、平時から各種犯罪の予防に努める必要があります。</p> <p><b>空家等の適切な管理(建築審査課)</b>                  再掲(1-1)</p>
推進方針	<p><b>防犯意識の高揚・防犯体制の整備(危機管理室、地域活動推進課、道路管理課)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平時から市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るため、新座警察署や新座市防犯協会などの防犯関係団体と連携して啓発活動を実施します。</li> <li>○ 新座警察署と連携して犯罪情報を把握し、学校・防犯関係団体などへ速やかに情報提供できるよう、体制を整備します。</li> <li>○ 防犯パトロールなど、市民及び事業者による自主的な防犯活動を促すため、防犯資機材の貸与などを通じ、防犯関係団体の活動を支援します。</li> <li>○ 道路照明灯の設置など、防犯設備の整備を推進します。町内会で管理する防犯灯については、平時からの適切な維持管理について啓発をします。</li> </ul> <p><b>空家等の適切な管理(建築審査課)</b>                  再掲(1-1)</p>
施策分野	<p>③都市整備                  ④市民生活                  ⑤安全安心</p>
関連計画	<p>新座市防犯推進計画                  新座市空家等対策計画</p>

4-2) 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

脆弱性評価結果	<b>受援体制の確立(危機管理室)</b> 再掲(2-1)
	住宅・建築物の耐震化等の促進(公共施設マネジメント課、危機管理室、建築審査課、公共施設等建築物所管課) 再掲(1-2)
	<b>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</b> 再掲(1-1)
	<b>職員の防災教育の充実(危機管理室)</b> 再掲(1-6)
	<b>被災者支援の体制の整備(危機管理室)</b> 災害時には大量の事務等が発生する中、被災者支援において支援漏れ・支援遅れがないよう、効率的な支援を実施するための体制を整備する必要があります。
推進方針	<b>受援体制の確立(危機管理室)</b> 再掲(2-1)
	住宅・建築物の耐震化等の促進(公共施設マネジメント課、危機管理室、建築審査課、公共施設等建築物所管課) 再掲(1-2)
	<b>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</b> 再掲(1-1)
	<b>職員の防災教育の充実(危機管理室)</b> 再掲(1-6)
	<b>被災者支援の体制の整備(危機管理室)</b> 災害発生時の被災者支援について、「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたり総合的かつ効率的な支援を実施するため、被災者台帳の作成に関する情報システムを導入します。
施策分野	②教育文化 ③都市整備 ⑤安全安心
関連計画	新座市受援計画 新座市公共施設等総合管理計画 新座市建築物耐震改修促進計画

**【事前に備えるべき目標5】生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する**

**5-1) 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態**

脆弱性評価結果	備蓄品の充実(危機管理室) 再掲(2-3)
	受援体制の確立(危機管理室) 再掲(2-1)
	地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課) 再掲(1-1)
	道路施設の耐震化等による安全性の向上(道路河川課) 再掲(1-5)
推進方針	備蓄品の充実(危機管理室) 再掲(2-3)
	受援体制の確立(危機管理室) 再掲(2-1)
	地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課) 再掲(1-1)
	道路施設の耐震化等による安全性の向上(道路河川課) 再掲(1-5)
施策分野	②教育文化 ③都市整備 ⑤安全安心
関連計画	新座市受援計画 新座市道舗装修繕計画 新座市橋梁長寿命化修繕計画

5-2) 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

脆弱性評価結果	<p><b>非常用発電設備等の確保(環境課、関係各課)</b>                  電力供給が途絶えた場合への対応として、非常用発電設備や再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要があります。</p>
	<p><b>備蓄品の充実(危機管理室)</b>                  再掲(2-3)</p>
	<p><b>受援体制の確立(危機管理室)</b>                  再掲(2-1)</p>
	<p><b>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</b>                  再掲(1-1)</p>
	<p><b>電線の地中化の推進(道路管理課、新座駅北口土地区画整理事務所)</b>                  再掲(1-3)</p>
推進方針	<p><b>非常用発電設備等の確保(環境課、関係各課)</b>                  ○ 電気の供給が途絶えた場合でも、電力を確保するため、公共施設における非常用発電設備や再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進します。                  ○ 地域全体で自立・分散型エネルギーの導入を進め、エネルギー供給における多様化・分散化を図るため、事業所、住宅等における太陽光発電システム等の導入について啓発します。</p>
	<p><b>備蓄品の充実(危機管理室)</b>                  再掲(2-3)</p>
	<p><b>受援体制の確立(危機管理室)</b>                  再掲(2-1)</p>
	<p><b>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</b>                  再掲(1-1)</p>
	<p><b>電線の地中化の推進(道路管理課、新座駅北口土地区画整理事務所)</b>                  再掲(1-3)</p>
施策分野	<p>②教育文化                  ③都市整備                  ④市民生活                  ⑤安全安心</p>
関連計画	<p>新座市受援計画                  新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業計画</p>

5-3) 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

脆弱性評価結果	上水道施設の安全対策(水道施設課) 再掲(2-3)
推進方針	上水道施設の安全対策(水道施設課) 再掲(2-3)
施策分野	③都市整備
関連計画	新座市上水道施設整備事業計画

5-4) 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

脆弱性評価結果	下水道施設の安全対策(下水道課) 再掲(2-3)
推進方針	下水道施設の安全対策(下水道課) 再掲(2-3)
施策分野	③都市整備
関連計画	新座市汚水管路ストックマネジメント計画 新座市公共下水道雨天時浸入水対策計画

5-5) 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

脆弱性評価結果	<p><b>コミュニティ活動の促進(地域活動推進課)</b></p> <p>町内会への市民の参加が減少しており、災害時においても地域コミュニティが弱体化すると、地域の防災活動の担い手となる人材が不足すること等により、円滑な避難所運営等ができなくなる恐れがあります。</p>
	<p><b>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</b></p> <p>再掲(1-1)</p>
	<p><b>避難所の環境整備(避難所及び福祉避難所施設管理課)</b></p> <p>災害時の指定避難所となる学校施設等において、避難時の生活環境を良好に保つための整備が必要です。</p>
	<p><b>職員の防災教育の充実(危機管理室)</b></p> <p>再掲(1-6)</p>
	<p><b>備蓄品の充実(危機管理室)</b></p> <p>再掲(2-3)</p>
	<p><b>避難所における感染症対策(危機管理室、保健センター)</b></p> <p>再掲(2-3)</p>
	<p><b>受援体制の確立(危機管理室)</b></p> <p>再掲(2-1)</p>
	<p><b>ボランティアとの連携(地域活動推進課、福祉政策課)</b></p> <p>災害に伴い、多数の死傷者の発生や市外への避難者の流出等により、復旧・復興に係る人的資源が失われる可能性があるため、救助に駆け付けるボランティアを受け入れる体制を整備しておく必要があります。</p>
推進方針	<p><b>コミュニティ活動の促進(地域活動推進課)</b></p> <p>地域の活力や支え合いの力が低下しないよう、平時から町内会活動の重要性を啓発し、活動の活性化を支援することで、共助による避難行動や避難所での生活環境維持ができる地域コミュニティの構築を目指します。</p>
	<p><b>地域防災力の向上(危機管理室、教育支援課)</b></p> <p>再掲(1-1)</p>
	<p><b>避難所の環境整備(避難所及び福祉避難所施設管理課)</b></p> <p>指定避難所となる学校施設等の防災機能強化(トイレ整備、空調設備の設置、非常用発電設備の導入等)を実施し、避難所環境の改善を図ります。</p>
	<p><b>職員の防災教育の充実(危機管理室)</b></p> <p>再掲(1-6)</p>
	<p><b>備蓄品の充実(危機管理室)</b></p> <p>再掲(2-3)</p>
	<p><b>避難所における感染症対策(危機管理室、保健センター)</b></p> <p>再掲(2-3)</p>
	<p><b>受援体制の確立(危機管理室)</b></p> <p>再掲(2-1)</p>
	<p><b>ボランティアとの連携(地域活動推進課、福祉政策課)</b></p> <p>災害発生時にボランティアと適切な連携・協力が得られるよう、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携体制の整備を推進します。</p>

施 策 分 野	①福祉健康 ②教育文化 ④市民生活 ⑤安全安心
関 連 計 画	新座市受援計画 新座市地域福祉計画 新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画

**【事前に備えるべき目標6】 経済活動の機能を維持する**

**6-1) 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態**

脆弱性評価結果	<p><b>新たな就農者への支援(産業振興課、農業委員会事務局)</b></p> <p>農地の被災により生産力が低下し、離農する農家が現れることが想定されるため、農家の担い手を増やす必要があります。</p>
	<p><b>農業、産業への風評被害の防止(産業振興課)</b></p> <p>被災による農業、産業への風評被害を防ぐため、正確な情報の収集と、その発信に努める必要があります。</p>
	<p><b>産業の創出(産業振興課)</b></p> <p>災害発生後の人材流出等による労働力低下を抑えるため、平時から地域の活性化と雇用機会の拡大のため産業を創出する必要があります。</p>
	<p><b>事業者への業務継続計画（BCP）策定推進(産業振興課)</b></p> <p>災害発生時においても必要となる経済活動を行うことができるよう、事業者等に対するBCPの策定支援等、業務継続体制を構築することが必要です。</p>
推進方針	<p><b>新たな就農者への支援(産業振興課、農業委員会事務局)</b></p> <p>新規就農者及び農業後継者等の農地の担い手となる人材の育成を推進し、市内農業後継者団体の自主的な活動を支援するとともに、埼玉県との連携の下、新規就農に関する相談業務を行います。</p>
	<p><b>農業、産業への風評被害の防止(産業振興課)</b></p> <p>農業、産業への風評被害を防ぐため、正確かつ確実な情報収集及び情報発信に努めます。</p>
	<p><b>産業の創出(産業振興課)</b></p> <p>○ 産業の創出や機能維持を図るため、商工団体との連携による賑わいづくりや市内企業に対する支援、地場産業の活性化、創業支援等を推進します。</p> <p>○ 本市の経済活動を強化するため、地域特性をいかした企業誘致を積極的に推進します。</p>
	<p><b>事業者への業務継続計画（BCP）策定推進(産業振興課)</b></p> <p>市内中小企業におけるBCPの策定について、新座市商工会等の関係団体と連携し、普及・支援を行います。</p>
施策分野	④市民生活
関連計画	

6-2) 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

脆弱性評価結果	<b>中小企業への支援の充実(産業振興課)</b> 被災により中小企業等の経営に支障をきたし、地元経済や市民生活に影響を及ぼす恐れがあることから、被災した中小企業等の経済活動を支援することが必要です。
推進方針	<b>中小企業への支援の充実(産業振興課)</b> 中小企業等における資金調達の支援や相談業務を行い、早急な経済回復、復興に向けた取組を実施します。
施策分野	④市民生活
関連計画	

## 目標 7 二次災害を発生させない

### 7-1) 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

脆弱性評価結果	消防体制の充実(危機管理室、水道施設課) 再掲(1-1)
	災害に強いまちづくり(都市計画課、建築審査課、みどりと公園課、新座駅北口土地区画整理事務所) 再掲(1-1)
推進方針	消防体制の充実(危機管理室、水道施設課) 再掲(1-1)
	災害に強いまちづくり(都市計画課、建築審査課、みどりと公園課、新座駅北口土地区画整理事務所) 再掲(1-1)
施策分野	③都市整備 ⑤安全安心
関連計画	新座市都市計画マスタープラン 新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業計画 新座市建築物耐震改修促進計画

7-2) 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

脆弱性評価結果	河川の治水対策(道路河川課) 再掲(1-3)
	雨水排水対策の推進(道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所、下水道課) 再掲(1-3)
推進方針	河川の治水対策(道路河川課) 再掲(1-3)
	雨水排水対策の推進(道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所、下水道課) 再掲(1-3)
施策分野	③都市整備
関連計画	新座市雨水管理総合計画 新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業計画

7-3) 危険物・有害物質等が流出する事態

脆弱性評価結果	<p><b>危険物等の適正な管理(危機管理室、環境課)</b></p> <p>災害が発生した場合、倒壊した建物や事業所等から危険物・有害物質が土壌や河川に流出することにより、健康への被害や生活・地球環境に悪影響を及ぼす恐れがあるため、有害物資が流失しない対策を講じるよう事業者等に働きかける必要があります。</p>
推進方針	<p><b>危険物等の適正な管理(危機管理室、環境課)</b></p> <p>関係機関と連携して事業所等へ危険物・有害物質の管理等について指導・啓発を行うとともに、事案に迅速に対応できる体制の整備を図ります。</p>
施策分野	<p>④市民生活 ⑤安全安心</p>
関連計画	

**目標 8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする**

**8-1) 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態**

脆弱性評価結果	<b>災害廃棄物処理基本計画の策定(環境課)</b> 災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制の整備や、環境保全に支障のない処理方法を検討する災害廃棄物処理基本計画を策定する必要があります。
	<b>空家等の適切な管理(建築審査課)</b> 再掲(1-1)
	<b>受援体制の確立(危機管理室)</b> 再掲(2-1)
	<b>ボランティアとの連携(地域活動推進課、福祉政策課)</b> 再掲(5-5)
推進方針	<b>災害廃棄物処理基本計画の策定(環境課)</b> 災害廃棄物処理基本計画を策定し、計画に基づき廃棄物の迅速かつ適切な処理を行います。
	<b>空家等の適切な管理(建築審査課)</b> 再掲(1-1)
	<b>受援体制の確立(危機管理室)</b> 再掲(2-1)
	<b>ボランティアとの連携(地域活動推進課、福祉政策課)</b> 再掲(5-5)
施策分野	①福祉健康 ③都市整備 ④市民生活 ⑤安全安心
関連計画	新座市空家等対策計画 新座市受援計画 新座市地域福祉計画 新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画

8-2) 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果	道路施設の耐震化等による安全性の向上(道路河川課) 再掲(1-5)
	鉄道施設の耐震化等による安全性の向上(交通政策課) 再掲(1-5)
	上水道施設の安全対策(水道施設課) 再掲(2-3)
	下水道施設の安全対策(下水道課) 再掲(2-3)
	雨水排水対策の推進(道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所、下水道課) 再掲(1-3)
	電線の地中化の推進(道路管理課、新座駅北口土地区画整理事務所) 再掲(1-3)
推進方針	道路施設の耐震化等による安全性の向上(道路河川課) 再掲(1-5)
	鉄道施設の耐震化等による安全性の向上(交通政策課) 再掲(1-5)
	上水道施設の安全対策(水道施設課) 再掲(2-3)
	下水道施設の安全対策(下水道課) 再掲(2-3)
	雨水排水対策の推進(道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所、下水道課) 再掲(1-3)
	電線の地中化の推進(道路管理課、新座駅北口土地区画整理事務所) 再掲(1-3)
施策分野	③都市整備
関連計画	新座市道舗装修繕計画 新座市橋梁長寿命化修繕計画 新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業計画 新座市上水道施設整備事業計画 新座市雨水管理総合計画 新座市污水管路ストックマネジメント計画

8-3) 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

脆弱性評価結果	<p><b>地籍調査の推進(都市計画課)</b>                  河川の氾濫や土砂崩れ、地震などによって、道路境界の基準点や境界杭などが滅失する恐れがあることから、土地境界が不明とならないよう管理する必要があります。</p> <p>住宅・建築物の耐震化等の促進(公共施設マネジメント課、危機管理室、建築審査課、公共施設等建築物所管課)                  再掲(1-2)</p> <p><b>空家等の適切な管理(建築審査課)</b>                  再掲(1-1)</p>
推進方針	<p><b>地籍調査の推進(都市計画課)</b>                  災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の境界が明確にしておくことが重要であるため、地籍調査の実施について検討します。</p> <p>住宅・建築物の耐震化等の促進(公共施設マネジメント課、危機管理室、建築審査課、公共施設等建築物所管課)                  再掲(1-2)</p> <p><b>空家等の適切な管理(建築審査課)</b>                  再掲(1-1)</p>
施策分野	<p>③都市整備                  ⑤安全安心</p>
関連計画	<p>新座市都市計画マスタープラン                  新座市公共施設等総合管理計画                  新座市建築物耐震改修促進計画                  新座市空家等対策計画</p>

8-4) 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

脆弱性評価結果	<p><b>新たな就農者への支援(産業振興課、農業委員会事務局)</b> 再掲(6-1)</p>
	<p><b>農地の保全(産業振興課、みどりと公園課、農業委員会事務局)</b> 農地及び農業用施設が被災することで、離農等が進み、大量の耕作放棄地が発生する恐れがあるため、平常時から農地・農業施設等の適切な保安全管理を促進する必要がある。</p>
	<p><b>農業経営基盤の強化(産業振興課、農業委員会事務局)</b> 災害が起きた場合、耕作放棄地等が増加する可能性があり、引き続き農業を営むため、平時から農業経営基盤の強化を推進する必要があります。</p>
推進方針	<p><b>新たな就農者への支援(産業振興課、農業委員会事務局)</b> 再掲(6-1)</p>
	<p><b>農地の保全(産業振興課、みどりと公園課、農業委員会事務局)</b> 農地を保全するため、都市計画との整合性を図りながら、生産緑地制度について啓発し、生産緑地等の農地の有効活用を図るため、体験型農園としての活用を推進するとともに、農業の観光農園化について農業団体と連携しながら農地の保全を推進します。</p>
	<p><b>農業経営基盤の強化(産業振興課、農業委員会事務局)</b> 農業経営基盤の強化のための支援や、新たな農業技術、環境保全型農業の導入に対する支援の充実を図ります。</p>
施策分野	<p>③都市整備 ④市民生活</p>
関連計画	

8-5) 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

脆弱性評価結果	河川の治水対策(道路河川課) 再掲(1-3)
	雨水排水対策の推進(道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所、下水道課) 再掲(1-3)
推進方針	河川の治水対策(道路河川課) 再掲(1-3)
	雨水排水対策の推進(道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所、下水道課) 再掲(1-3)
施策分野	③都市整備
関連計画	新座市雨水管理総合計画 新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業計画

8-6) 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果	<p>ボランティアとの連携(地域活動推進課、福祉政策課) 再掲(5-5)</p> <p>労働力減少への対応(産業振興課) 災害発生に伴い、多数の死傷者の発生や市外への避難者の流出により、復旧・復興に係る人的資源が失われ、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設産業の人材確保・育成を進める必要があります。</p> <p>受援体制の確立(危機管理室) 再掲(2-1)</p>
推進方針	<p>ボランティアとの連携(地域活動推進課、福祉政策課) 再掲(5-5)</p> <p>労働力減少への対応(産業振興課) 災害時における道路や河川、農地等の復旧・復興を担う建設産業の人材確保・育成のため、求人・求職情報の共有や建設産業の魅力発信等を行います。</p> <p>受援体制の確立(危機管理室) 再掲(2-1)</p>
施策分野	<p>①福祉健康 ④市民生活 ⑤安全安心</p>
関連計画	<p>新座市地域福祉計画 新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画 新座市受援計画</p>

8-7) 貴重な文化財等の損失が発生する事態

脆弱性評価結果	<p><b>指定文化財等の防災対策(歴史民俗資料館)</b></p> <p>大規模な災害が発生した場合、火災の延焼等に伴い、国指定天然記念物平林寺境内林を始め、市内の指定文化財等が被害を受けることが懸念されます。そのため、消火設備の整備等により文化財等を保護するための対策をする必要があります。</p>
推進方針	<p><b>指定文化財等の防災対策(歴史民俗資料館)</b></p> <p>大規模な災害により貴重な文化財等に大きな損失が出ないように、所有者と協力し、消火設備等の防災対策を図ります。</p>
施策分野	<p>②教育文化 基本構想の推進のために</p>
関連計画	<p>野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画 平林寺境内林保存管理計画 埼玉県指定史跡野火止用水保存活用計画</p>

## 2 交付金・補助金対象事業一覧

事業名	事業概要	担当部局	リスクシナリオ
高齢者施設等の防災減災対策推進事業	<p>高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等の改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援を行う。</p> <p>■国補助事業：地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（厚生労働省）</p> <p>■事業実施期間：令和3年度～令和7年度</p> <p>■箇所：新座市内の高齢者施設等</p> <p>■全体事業費（千円）：厚生労働省が補助対象事業及び補助協議単価を決定すること、並びに、高齢者施設等の実施希望の有無によるため、全体事業費の算定は不可。</p>	介護保険課	1-2)、3-1)、3-3)、3-4)、5-2)、8-3)
宅地耐震化推進事業	<p>新座市内に存在する一定の要件を満たす大規模盛土造成地について、地盤調査や安定計算等、安全性に関する調査（変動予測調査）を進める。</p> <p>■国補助事業：防災・安全社会資本整備交付金（国土交通省）</p> <p>■事業実施期間：令和6年度～令和7年度</p> <p>■箇所（区間）：2箇所（野寺三丁目、堀ノ内二丁目）</p> <p>■全体事業費（千円）：令和6年度 2,552千円（実施見込額） 令和7年度 19,008千円（実施見込額）</p>	都市計画課	1-4)
住宅・建築物安全ストック形成事業 （住宅・建築物耐震改修事業）	<p>○ 住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」を推進する。</p> <p>○ 住宅、建築物の耐震診断及び改修等、ブロック塀の撤去等について費用の一部を助成する。</p> <p>■国補助事業：防災・安全社会資本整備交付金（国土交通省）</p> <p>■事業実施期間：令和3年度～令和7年度</p> <p>■全体事業費（千円）：133,000千円</p>	建築審査課	1-1)、1-2)、3-1)、3-3)、3-4)、4-2)、7-1)、8-3)
新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業	<p>新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備・改善を行い、無秩序な市街化を抑制し、災害に強い、安全で快適なまちづくりを行うとともに、新座駅南口地区及び新座駅南口第2地区と合わせて、本市の新たな発展の核となるべく市街地形成を図り、住民の生活向上と公共福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>■国補助事業：社会資本整備総合交付金（国土交通省）</p> <p>■事業実施期間：平成21年1月30日～令和15年3月31日</p> <p>■箇所：新座市野火止五丁目、大和田一丁目及び大和田四丁目の各一部の区域</p> <p>■全体事業費（千円）：12,622,000千円</p>	新座駅北口土地区画整理事務所	1-1)、1-2)、2-3)、3-1)、5-2)、7-1)、7-2)、8-2)、8-5)

事業名	事業概要	担当部局	リスクシナリオ
新座市道舗装修繕事業	<p>『新座市道舗装修繕計画』に基づき老朽化した舗装を計画的に改修する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■国補助事業：防災・安全社会資本整備総合交付金（国土交通省）</li> <li>■事業実施期間：令和4年度～令和8年度</li> <li>■箇所(区間)：新座市内15路線</li> <li>■全体事業費(千円)：1,377,000千円</li> </ul>	道路河川課	1-5)、3-1)、3-2)、5-1)、8-2)
新座市橋梁長寿命化修繕事業	<p>『新座市橋梁長寿命化修繕計画』に基づき老朽化した橋梁を計画的に改修する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■国補助事業：道路更新防災等対策事業費補助（国土交通省）</li> <li>■事業実施期間：毎年度</li> <li>■箇所(区間)：新座市内</li> <li>■全体事業費(千円)：事業期間がないため、全体工事費の算定は不可。</li> </ul>	道路河川課	1-5)、3-1)、3-2)、5-1)、8-2)